

フィルム膳所リハビリデイサービス
地域密着型通所介護 / 介護予防通所介護相当サービス

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社 **Firma Habicht** (以下「事業者」という。)が設置する、フィルム膳所リハビリデイサービスにおいて実施する地域密着型通所介護、及び介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、看護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適切な地域密着型通所介護、及び介護予防通所介護相当サービス(以下、「地域密着型通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、その要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、その利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態〔要支援状態〕の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、他の居宅(介護予防)サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 前3項のほか、「天津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月22日天津市条例17号)」、「天津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フィルム膳所リハビリデイサービス
- (2) 所在地 滋賀県大津市本宮2丁目10-15

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令及びこの規程を厳守させるため必要な命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画(以下、「地域密着型通所介護計画等」という。)の作成を行う。

- (3) 機能訓練指導員 2名以上
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、日常生活上の世話（支援）等を行う。
- (5) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12/30～1/3 までを除く
- (イ) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (ウ) サービス提供時間 9時00分から12時15分までとする。(1単位目)
13時30分から16時45分までとする。(2単位目)

(地域密着型通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

- 1単位目 18名 2単位目 18名

(地域密着型通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 地域密着型通所介護計画等の作成
- ② 生活指導（相談・援助等）
- ③ 排泄介助
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 栄養改善サービス
- ⑧ 個別機能訓練（地域密着型通所介護）
- ⑨ 口腔機能向上サービス
- ⑩ その他日常生活上の世話（支援）

2 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び大津市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

3 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合も、交通費は徴収しない。

4 利用者の希望によるその他の費用

① おむつ代については、1枚あたり100円を徴収する。

② おやつ代については、1回100円を徴収する。

③ 通常必要になるものに係る費用については、日常生活費として実費を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

7 費用を変更する場合には事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、地域包括支援センター対象エリアの天津市膳所地域、天津市晴嵐地域、天津市中地域、天津市中第二地域、天津市比叡地域とする。

(衛生管理等)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生及びまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- 一、利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。
- 二、利用者の体調によっては機能訓練等を中止する場合があること。
- 三、利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
- 四、利用者及びその家族は、他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録しなければならない。
- 4 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第13条 地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した地域密着型通所介護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を厳守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という。)を設置し、運営を行う。

2 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、地域密着型通所介護等の提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(暴力団排除に関する条項)

第17条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者、その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)で、あってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配をうけてはならない。

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な策を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業者は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 **Firma Habicht** と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。